目標３　薬物密売組織の壊滅及び末端乱用者に対する取締りの徹底

（１）組織犯罪対策の推進

①（薬物密売組織の壊滅に向けた統一的な戦略の推進）

Ａ【施策の内容】

警察庁

・　組織犯罪対策要綱等に基づき、統一的な戦略を推進した。

厚生労働省

・　統一的な戦略のもと、暴力団・外国人による薬物密売組織に対する取締りを実施した。

・　麻薬取締官を増員し、捜査体制の強化を図った。

・　情報集約のためのデータベースを新たに構築し、情報分析体制の強化を図った。

・　薬物密売組織等に対する視察内偵・情報分析等のため、車両及び装備資機材の整備を図った。

Ｂ【施策の効果】

警察庁・厚生労働省

・　統一的戦略に基づき、薬物密売組織の実態解明と取締りが推進された。

②（薬物密売組織の中枢に位置する者に対する取締りの徹底）

Ａ【施策の内容】

警察庁・厚生労働省

・　末端乱用者及び密売人等に対する徹底した突き上げ等から、組織の中枢に位置する首領や幹部に焦点を当てた取締りを実施した。

Ｂ【施策の効果】

警察庁・厚生労働省

・　大規模かつ広域的な覚醒剤等密売組織に対する徹底した情報収集等により、平成23年中、首領・幹部を含む暴力団構成員等7,297人を薬物事犯により検挙した。

③（厳正な科刑の獲得）

Ａ【施策の内容】

警察庁・厚生労働省

・　厳正な科刑を獲得するため、業として行う薬物密売等を重く罰する麻薬特例法第５条の積極的な適用を推進した。

法務省

・　全国の検察官を集めての会同において、組織的犯罪対策三法及び麻薬特例法等の関係法令の積極的な活用を推奨し、組織的な薬物事犯についての徹底した捜査の実施と厳正な科刑の実現に努めるよう指示した。〔平成23年度予算628,255千円の内数〕

Ｂ【施策の効果】

警察庁・厚生労働省

・　麻薬特例法第５条の積極的適用に努めた結果、平成23年中、22件を適用し、暴力団構成員等の薬物密売組織に対する組織犯罪対策を推進した。

法務省

・　平成23年においては、覚せい剤取締法違反等の麻薬・覚醒剤事犯について、第１審判決において被告人の大半が１年以上の懲役に処せられ、有罪判決を受けた者の約55％が実刑となった。また麻薬特例法違反については、３年以上の懲役に処せられた者の割合が87％となっており、厳正な科刑が得られた。

④（捜査手法の活用等）

Ａ【施策の内容】

警察庁・法務省・厚生労働省

・　組織的に敢行される薬物密売を解明するため、麻薬特例法等の適正かつ効果的な運用に努めた。

Ｂ【施策の効果】

警察庁・法務省・厚生労働省

・　麻薬特例法の活用等により、暴力団構成員等の薬物犯罪組織の摘発を進め、組織を壊滅する等、一定の打撃を与えた。

⑤（イラン人等外国人薬物密売組織対策の推進）

Ａ【施策の内容】

法務省

・　厳格な上陸審査を行うため、全国の主要空海港に配備された高性能の偽変造文書鑑識機器を積極的に活用し、偽変造文書所持者の発見に努めた。

　また、本邦に乗り入れる全ての航空機等の旅客等名簿の事前提出を義務付けており、当該航空機等の到着前に、要注意人物に対する事前確認を実施し、上陸審査に活用している。

　併せて、上陸申請時に個人識別情報の提供を義務付けており、上陸申請者と旅券名義人との同一人性の確認及び要注意リストとの照合を正確かつ迅速に実施しているほか、指紋の偽装に対する取組を強化している。

　また、事前確認及び上陸審査時において、ＩＣＰＯ紛失・盗難旅券データベースとの照合を実施している。〔平成23年度予算15,681,105千円の内数〕

・　平成23年中、本邦在留中に薬物事犯により有罪判決を受けた外国人のうち、364人の外国人について同有罪判決を受けたことを直接の理由として退去強制手続を執った（５年間で退去強制手続を執った者は1,609人）。

　首都圏を管轄する東京入国管理局、東海・北陸地区を管轄する名古屋入国管理局及び近畿地区を管轄する大阪入国管理局に摘発方面隊を設置し、摘発をより一層強化した。

首都圏及び近畿・東海・北陸地区においては警察等関係機関とも緊密に連携するなどして入管法違反外国人に対する摘発を強化した結果、平成23年中は全国7,377か所の摘発を実施した。〔平成23年度予算15,681,105千円の内数〕

警察庁

・　イラン人等外国人薬物密売組織の活動地区に重点を置いた集中的かつ総合的な取締りを実施した。

・　検挙された外国人密売人の多くを不法滞在者が占めることから、関係機関と協力して、入管法違反外国人に対する取締りを強化し、平成23年中に2,435人を検挙した。

・　薬物犯罪収益の海外送金に悪用されるおそれがある地下銀行の摘発に努めた。

厚生労働省

・　イラン人組織による薬物密売事犯、アフリカ系外国人組織による覚醒剤密売事犯等を摘発し、密売組織構成員の役割分担等、薬物密売に関する実態解明に努めた。

法務省

・　通訳人に対するセミナーを実施し、刑事手続における通訳の遂行に必要な知識等を修得させ、その育成を図るとともに、民間通訳人の協力を確保するなど、通訳体制の整備・充実を図った。〔平成23年度予算628,255千円の内数〕

Ｂ【施策の効果】

警察庁・法務省

・　上陸審査の厳格化及び不法滞在外国人に対する着実な退去強制手続の実施により不法残留者数は、平成24年１月１日現在では、前年より11,423人減少した67,065人となった。

警察庁

・　地下銀行の摘発を進めることにより、薬物密売組織による海外送金の手段を減少させた。

警察庁・厚生労働省・海上保安庁

・　平成23年中来日外国人の薬物事犯の検挙人員は536人（うちイラン人は48人）であり、イラン人等の外国人薬物密売組織に一定の打撃を与えた。

（２）犯罪収益対策の推進

①（薬物犯罪収益等に係る情報集約、分析の強化）

Ａ【施策の内容】

警察庁

・　平成19年４月、ＦＩＵが国家公安委員会・警察庁に移管されて以降、多数の外国ＦＩＵとの間で疑わしい取引に関する情報に係る情報交換枠組みの設定に向けた交渉を推進し、39（平成24年４月末現在）の国・地域のＦＩＵとの間で情報交換のための枠組みを設定し、外国ＦＩＵとの積極的かつ迅速な情報交換の実現を図っている。

・　金融機関等から届け出られた疑わしい取引に関する情報を整理・分析した結果、

薬物犯罪等に係る刑事事件の捜査又は犯則事件の調査に資すると認めた情報を、捜査機関等へ提供した。

平成23年中の提供件数は234,836件で、前年に比べ26,186件（12.6%）増加した。

厚生労働省

・　薬物犯罪収益等に係る実態解明活動を推進するため、ＦＩＵ情報を積極的に活用するなど薬物犯罪収益等の隠匿・収受行為の発見に努めた。

法務省

・　犯罪収益移転防止法第11条に基づき、マネー・ローンダリング犯罪及びその前提犯罪の捜査に役立てるため、国家公安委員会から提供された疑わしい取引に関する情報を最高検察庁を通じて全国検察庁へ周知した。

Ｂ【施策の効果】

警察庁・厚生労働省

・　薬物犯罪収益等に係る情報集約等が推進された。

法務省

・　薬物犯罪収益はく奪に係る麻薬特例法の運用が定着し、暴力団等の薬物密売組織に資金面から一定の打撃を与えた。

②（薬物犯罪収益等のはく奪の徹底）

Ａ【施策の内容】

警察庁・厚生労働省

・　薬物犯罪収益の隠匿・収受行為を処罰する麻薬特例法第６条及び第７条の適用を推進するとともに、薬物犯罪収益等の確実なはく奪を期すため、麻薬特例法第19条に基づく没収保全命令の活用に努めた。

法務省

・　全国の検察官を集めての会同において、薬物事犯につき、薬物犯罪収益のはく奪の徹底を含めた適切な対応に努めるよう指示した。〔平成23年度予算628,255千円の内数〕

・　平成23年に、麻薬特例法第11条等に基づく薬物犯罪収益等の没収規定を69人、同法第13条に基づく薬物犯罪収益等の追徴規定を273人にそれぞれ適用し、言い渡された没収・追徴額の合計は約８億7,216万円に上った。

Ｂ【施策の効果】

警察庁・厚生労働省

・　平成23年中、麻薬特例法各条の適用件数は、第６条が９件、第19条が15件であった。

警察庁・法務省・厚生労働省

・　薬物犯罪収益のはく奪に係る麻薬特例法の適用が定着し、暴力団等の薬物密売組織に資金面から一定の打撃を与えた。

③（薬物犯罪収益等の移転防止に向けた取組の推進）

Ａ【施策の内容】

警察庁

・　所管行政庁と連携して、金融機関等の特定事業者を対象とした疑わしい取引の届出等に関する研修会を実施し、疑わしい取引の届出の精緻化を図るなどした。

・　平成19年４月、ＦＩＵが国家公安委員会・警察庁に移管されて以降、多数の外国ＦＩＵとの間で疑わしい取引に関する情報に係る情報交換枠組みの設定に向けた交渉を推進し、39（平成24年４月末現在）の国・地域のＦＩＵとの間で情報交換のための枠組みを設定し、外国ＦＩＵとの積極的かつ迅速な情報交換の実現を図っている。

　平成23年中の外国ＦＩＵとの情報交換件数は、233件で前年に比べ71件（43.8％）増加した。

・　第三次対日相互審査におけるＦＡＴＦ（金融活動作業部会）からの指摘に対応した犯罪収益移転防止法の一部改正法案が第177回通常国会に提出され、平成23年４月に成立、平成25年４月に施行予定である。

Ｂ【施策の効果】

警察庁

・　疑わしい取引に関する情報を端緒として検挙した事件数は570件で、前年に比べ180件(46.2％)増加し、そのうち薬物事犯については18件を検挙した。

（３）巧妙化する密売方法への対応

Ａ【施策の内容】

警察庁

・　組織犯罪対策要綱等に基づき、インターネット上の薬物関連違法情報等の収集及びインターネットを利用した薬物密売事犯の取締りを推進した。

・　携帯電話、インターネット利用による薬物密売に対し、麻薬特例法第9条等各種法令を活用して取締りを徹底するとともに、各種捜査手法の効果的な活用方法について検討を行った。

・　平成18年６月から運用を開始した「インターネット・ホットラインセンター」（以下「ＩＨＣ」という。）からの通報、サイバーパトロール等により、薬物密売等に関する情報の把握に努めた。〔平成23年度予算138,846千円〕

厚生労働省

・　麻薬取締部においてインターネット監視による情報収集に努め、収集した情報を一元管理・分析することにより、効率的にインターネットを利用した密売事犯の摘発を実施した。

・　インターネット関係４団体との協力により改訂した「ガイドライン」に基づき、プロバイダーに対して違法薬物の広告等の削除依頼を積極的に行った。

・　携帯電話、インターネット利用による薬物密売に対し、麻薬特例法第９条等各種法令を適用するとともに譲受け捜査の活用に努め、取締りの徹底を図った。

Ｂ【施策の効果】

警察庁

・　平成23年中、インターネットを利用した薬物密売事犯の検挙事件数は、31事件で前年に比べて12件増加し、サイトへの書き込み者ら55人を検挙した。

・　平成23年中、ＩＨＣから、「規制薬物の濫用を、公然、あおり、又は唆す行為」及び「規制薬物の広告」に関する情報について6,645件の通報を受けた。

　警察では、平成23年７月からＩＨＣから通報される各種の違法情報について、新たに「全国協働捜査方式」による捜査を本格実施しており、平成23年中は、ＩＨＣの情報をもとに規制薬物関連事件について106件を検挙した。

　また、ＩＨＣではこれらの情報について、サイト管理者等に対して5,381件の削除依頼を行った。

厚生労働省

・　各関係機関の連携及び情報収集・管理体制の強化により、捜査協力体制の強化が図られるとともに、違法薬物の広告等の削除依頼の積極的な推進により、携帯電話インターネット利用による薬物密売に効果的に対応ができた。

（４）末端乱用者に対する取締りの徹底

Ａ【施策の内容】

警察庁・厚生労働省

・　薬物の需要の根絶を図るため、末端乱用者の取締りを重点として推進した。

・　大麻事犯については、大麻の不正栽培・所持等の事犯やインターネットを利用した大麻種子の販売業者に対する大麻栽培のほう助罪等の取締りを推進した。

厚生労働省

・　関係機関と連携の上、注射器の不正流通等の取締りを推進した。

・　麻薬取締部に相談窓口（相談専用回線・来所相談）を設け、乱用者本人、家族等からの相談に随時対応した。

・　「麻薬・覚せい剤乱用防止運動」（平成23年10月・11月）「不正大麻・けし撲滅運動」（平成24年５月・６月）、「『ダメ。ゼッタイ。』」普及運動」（平成24年６月20日～７月19日）を主催し、ポスターの掲示、リーフレット等啓発資材の配付、新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、携帯電話、街頭ビジョン等を活用した啓発活動を展開した。さらに「『ダメ。ゼッタイ』普及運動」では、街頭キャンペーンや野球場・サッカー場等の電光掲示板等を活用した啓発活動、「麻薬・覚せい剤乱用防止運動」では、講演やトークショー等による啓発活動を実施した。〔平成23年度予算8,757千円〕

財務省

・　大麻種子の不正輸入を阻止すべく水際取締りの徹底に努めた。

・　学校等へ税関職員を派遣し、講演会、税関見学会及び税関展等の広報啓発活動を行った。なお、税関見学会等においては、薬物乱用防止を含めた社会悪物品等の密輸防止啓発ビデオを上映するとともに、模造麻薬見本や密輸入手口の写真パネルを展示した。

Ｂ【施策の効果】

警察庁・厚生労働省

・　末端乱用者の取締りを重点的に推進し、薬物の需要の根絶に一定の成果を上げた。

・　大麻事犯については、インターネットを利用した大麻種子の販売者・購入者を検挙した。

厚生労働省

・　広報啓発活動を推進することで、薬物に関する正しい知識の普及に努め、薬物乱用を拒絶する気運の醸成を図った。

財務省

・　水際取締りの徹底により、大麻種子の不正輸入の阻止に一定の成果を挙げた。

・　講演会や税関見学会等を通じた国民に対する薬物乱用防止に関する広報啓発の充実により、薬物乱用を拒絶する規範意識が確立された社会の形成促進に貢献した。

（５）多様化する乱用薬物への対応

Ａ【施策の内容】

警察庁・厚生労働省

・　都道府県警察及び都道府県等薬務主管部局と連携を強化し、合法ハーブ等と称する商品を取り扱う販売業者への指導・警告の実施等を図った。

警察庁

・　啓発用のリーフレット等において、覚醒剤、大麻はもとより、ＭＤＭＡ等錠剤型合成麻薬及び薬事法上の指定薬物に関する情報を提供し、新たな薬物の乱用拡大を防止するための啓発を行った。

・　小学校、中学校、高等学校、大学等で開催された薬物乱用防止教室、講演会等へ職員を派遣し、児童生徒等に対して、薬物が社会へ与える影響、薬物の危険性・有害性等について広報啓発を行った。

厚生労働省

・　先進分析機器を麻薬取締部に配備し、データの集積を進める等、鑑定機材の充実、鑑定の高度化を図るとともに鑑定データの関係機関への情報提供を行った。

・　インターネットの監視や製品の買上検査を通じて違法ドラッグ（いわゆる脱法ドラッグ）の把握に努め、平成23年９月、大麻類似の成分である合成カンナビノイド６物質を含む９物質を、平成24年６月には、合成カンナビノイド７物質を含む９物質を新たに指定薬物に指定した（平成24年７月現在77物質を指定）。

・　また、関係機関間で違法ドラッグ（いわゆる脱法ドラッグ）に関する情報の共有を図るなど関係機関との情報共有を推進した。

・　薬務主管課長会議において、都道府県に対し、合法ハーブ等と称する商品を取り扱う事業者に対し立入検査などの具体的な取組を行うよう要請した。

・　若年層の薬物乱用が問題となっていることから、薬物乱用防止啓発読本を作成し、小学６年生保護者及び高校３年生に配布した。〔平成23年度予算20,874千円〕

　また、薬物乱用の恐ろしさについて、ラジオ、雑誌、携帯電話などの媒体を利用

した啓発活動を行った。

Ｂ【施策の効果】

警察法・厚生労働省

・　合法ハーブ等と称する商品を取り扱う販売業者に対する連携した指導等が推進された。

警察庁

・　乱用拡大が懸念される大麻をはじめ、ＭＤＭＡ等合成麻薬や指定薬物等について、様々な広報媒体を活用することにより、新たな乱用薬物に関する情報を効果的に周知するなど的確に対応した。

厚生労働省

・　鑑定機器及び鑑定技術の高度化により、より迅速かつ正確な鑑定の実施を推進した。乱用のおそれのある新たな物質を指定薬物として規制し、関係機関との情報共有を強化するとともに、広報啓発を積極的に実施したことにより、多様化する薬物の乱用防止が図られた。

（６）正規流通への監督の徹底

Ａ【施策の内容】

厚生労働省

・　医療用に使用される麻薬、向精神薬等の不正流出を防止するため、都道府県薬務主管課とともに、医療機関等への立入検査を実施し、医療機関、取扱事業者、薬局等への指導監督の徹底を図った。

　特に向精神薬については、不正に薬物乱用者の手に渡ることがないよう、医療機関等への指導監督・取締りを重点的に実施した。

・　覚醒剤や麻薬・向精神薬の原料等が不正に輸出入されることがないよう、また、不正に薬物事犯者の手に渡ることがないよう、取扱業者等への指導監督・取締りを強化し、密造事犯の取締りを推進した。

　特に特定麻薬向精神薬原料については、疑わしい取引の事例につき周知を図るとともに、取り扱い業者に対する指導・監督を実施した。

Ｂ【施策の効果】

厚生労働省

・　正規流通の麻薬等の指導・監督を徹底することにより、不正流出防止が図られた。

（７）関係機関の連携強化

Ａ【施策の内容】

警察庁・財務省・厚生労働省・海上保安庁

・　関係機関による合同捜査を実施するなど、連携した取締りを推進した。

・　密輸入情報入手段階から関係機関による合同捜査を推進し、薬物密輸組織及び薬物密輸ルートの徹底解明に努めた。

厚生労働省・財務省・警察庁・法務省・海上保安庁

・　「薬物対策関係取締機関情報交換会」、「地区麻薬取締協議会」及び「密輸出入取締対策会議」等を通じ関係機関間の情報交換を促進し、情報の共有化を図った。

警察庁・財務省・厚生労働省・海上保安庁

・　関係機関間の人事交流、研修への相互派遣及び合同訓練を推進し、関係機関の連携の強化を図った。

法務省

・　営利密輸入事犯等の裁判員裁判を念頭に、刑事裁判になじみの薄い一般国民が裁判員として参加することを踏まえ、平易な言葉の使用、証拠の厳選、簡易にして要を得た供述調書、ビジュアル資料の活用等、分かりやすく、迅速で、しかも的確な主張・立証のための様々な工夫を行った。

Ｂ【施策の効果】

厚生労働省

・　関係機関相互の連携を更に強化するため、地区麻薬取締協議会を開催したほか、各地区単位で積極的に情報交換を実施し、薬物犯罪対策・捜査手法等に関する情報を共有した。

警察庁・法務省・財務省・厚生労働省・海上保安庁

・　情報交換等の推進により、関係機関の連携強化等が図られ、覚醒剤密輸入事犯を摘発するなど、一定の成果を上げた。

・　裁判員裁判の円滑な実施と社会への定着に向けての取組が進んだ。

（８）その他（取締り・流通対策の徹底）

Ａ【施策の内容】

法務省

・　関係機関間の合同取締りを推進する等して、全国7,377か所の摘発を実施した。〔平成23年度予算15,681,105千円の内数〕

Ｂ【施策の効果】

法務省

・　関係機関との連携による合同摘発の実施などにより、不法残留者数は、平成24年１月１日現在では、前年より11,423人減少した67,065人となった。

【まとめ】

薬物密売の中核的存在である暴力団やイラン人等外国人薬物密売組織の壊滅に向け、統一的戦略に基づいた取締りの推進、組織の中枢に位置する首領や幹部に焦点を当てた取締りの徹底、麻薬特例法の活用等による厳正な科刑の獲得、コントロールド・デリバリー等の捜査手法の活用等の組織犯罪対策に加え、薬物犯罪収益のはく奪の徹底等の犯罪収益対策を推進した結果、首領・幹部を含む暴力団関係者やイラン人等外国人密売組織関係者多数を薬物事犯で検挙し、多額の犯罪収益の没収・追徴を行っ

たことにより、薬物密売組織に対して人的・資金的な面から一定の打撃を与えた。
　その一方で、薬物密売組織は、携帯電話やインターネットを利用した密売を行うなど、密売方法の巧妙化・潜在化・広域化の状況にある。
　このため、外国人薬物密売組織の実態把握、関係機関の連携による取締りのほか、インターネットを利用した薬物密売事犯に対しては、サイバーパトロールを積極的かつ効果的に実施し、「全国協働捜査方式」による捜査や違法情報の削除要請等を継続して推進する必要がある。
　また、裁判員裁判において、薬物事犯の社会に与える悪影響等について裁判員の理解が得られるよう、引き続き、分かりやすい立証の方法に配意し、厳正な科刑を獲得することにより、薬物密売組織に打撃を与えていくことが必要である。

　薬物需要の根絶においては、末端乱用者に対する取締りを推進し、多数の末端乱用者を検挙したものの、覚醒剤事犯検挙人員の横ばい傾向等により国内における根強い薬物需要とすそ野の広がりが懸念されることから、取締りを一層強化する必要がある。

　合法ハーブ等と称して販売されている商品については、インターネット広告の監視や製品の買い上げ調査を通じて、その実態把握に努めるとともに、都道府県警察と都道府県等薬務主管部局が連携を強化して販売業者への指導・警告の実施等をし、また、新たに確認された幻覚等の作用を有する物質については、その製造、輸入、販売等を禁止するため、厚生労働大臣による指定薬物への指定を速やかに実施するとともに、その分析・鑑定法の共有を図っていくことが重要である。
　さらに、向精神薬や覚醒剤等の原料が不正に流通し、薬物事犯者の手に渡ることがないよう、医療機関や取扱事業者等の指導監督・密造事犯の取締りを徹底する必要がある。

　今後も、薬物の供給源である薬物密売組織の壊滅、末端乱用者の取締りによる薬物需要の根絶に向け、関係省庁の緊密な連携の下、総合的な対策を推進していく必要がある。

目標４　薬物密輸阻止に向けた水際対策の徹底、国際的な連携・協力の推進

（１）密輸等の情報収集の強化

①（民間からの情報収集の強化）

Ａ【施策の内容】

警察庁・財務省

・　ホームページ等を活用し、いわゆる「運び屋」方式等の密輸入事犯を抑止するための広報・警告を行うとともに、関係機関合同による街頭キャンペーンを実施し、国民の理解と協力を求めた。

警察庁

・　漁業関係者等の関係業界との連絡協議会の開催により、密輸関連情報の提供を呼びかけた。

財務省

・　密輸情報提供リーフレットや密輸ダイヤル周知ＣＭ等の活用により、密輸ダイヤル「０１２０－４６１－９６１」を積極的に広報し、薬物等を含めた密輸入情報の提供を広く呼びかけた。また、各所等において密輸情報提供用のリーフレットを配布し、広報啓発活動を行った。〔平成23年度予算11,468千円〕

・　覚醒剤等の社会悪物品の密輸入防止に関する情報提供等を目的とした税関展等を開催するとともに、税関ホームページやソーシャルメディアを活用し、薬物摘発を含めた各税関の事件発表をお知らせする等、広く一般国民に対して税関における水際取締対策等を広報した。

・　財務省及び各税関において「密輸防止に関する覚書」（ＭＯＵ）等を締結している関係業界団体に対し、薬物等の密輸入情報の提供を依頼し、その入手に努めた。

・　通関業者、船舶代理店等の関係業者に対して、各種会合等を通じて、情報提供等の協力依頼を行い、不審情報の通報を促進した。

・　漁港等に税関職員を派遣して、漁協、地域住民及び同地域に配置している税関協力員等に対し、薬物等の密輸入情報提供の依頼を行うとともに、不審船舶等に係る情報収集を実施した。

海上保安庁

・　密輸情報提供用リーフレット、ポスターの作成、工作船の一般公開等、あらゆる機会を利用して、薬物の水際阻止の重要性、薬物事犯に係る情報の提供依頼等を行ったほか、「海のもしもは１１８番」を積極的に広報し、薬物事犯等の情報提供を一般国民に対して広く呼びかけた。

Ｂ【施策の効果】

警察庁・財務省・海上保安庁

・　電話やインターネットを通じた情報窓口に対する国民の認識が広まったこと等により、一般市民、海事・漁業関係者や関係団体等から不審情報をはじめとする様々な参考情報が寄せられ、その情報を活用した薬物事犯の摘発を行い、情報収集活動

の成果を挙げることができた。

②（国際的な情報収集の強化）

Ａ【施策の内容】

警察庁・外務省・財務省・厚生労働省・海上保安庁

・　「国連麻薬委員会（ＣＮＤ）」、「世界税関機構（ＷＣＯ）監視委員会」、「アジア太平洋薬物取締機関長会議（ＨＯＮＬＥＡ）」、「国際協力薬物情報担当官会議（ＡＤＬＯＭＩＣＯ）」等の国際会議において、各国における薬物取締状況の把握、薬物等の密輸動向及び取締対策に関する意見交換を積極的に行った。

警察庁

・　「薬物犯罪取締セミナー」及び「アジア・太平洋薬物取締会議（ＡＤＥＣ）」を開催し、関係各国等と情報交換等を行うとともに、情報交換のコンタクトポイントの拡大等を行った。〔平成23年度予算14,065千円〕

・　組織的な薬物の密輸・密売を含む組織犯罪に対処するため、平成23年12月「東アジア地域組織犯罪対策代表者会議」を開催し（平成16年から毎年開催）、参加各国との間で情報交換を行った。〔平成23年度予算7,640千円〕

・　外国捜査機関との連携を強化し、情報交換を推進した。

財務省

・　外国の税関当局との間で、薬物等の密輸に関する情報交換を含む協力を促進する二国間税関相互支援協定の締結に向けた取組を推進し、新たにブラジルとの間で交渉を開始した。また、平成24年4月には、イタリアとの間で税関相互支援協定が発効した。経済連携協定（ＥＰＡ）交渉においても、税関相互支援協定と同じく、税関当局間の情報交換の規定が盛り込まれるよう取り組み、平成23年８月にはインド、平成24年3月には、ペルーとのＥＰＡ交渉が発効した。また、既に締結済みの税関相互支援協定等を活用し、薬物等の密輸を含む情報交換の促進に努めた。

・　ＷＣＯのアジア・大洋州地域内における情報交換ネットワークの拠点である地域情報連絡事務所（ＲＩＬＯ　Ａ／Ｐ）の情報交換ネットワークの積極的活用に努めた。

・　各国税関当局との情報交換のコンタクトポイントである東京税関調査部国際情報センター室を通じ、国際的な情報交換を積極的に行った。

・　長期出張者等を派遣し、薬物等の密輸入情報等を収集するとともに、情報交換のための国際的なネットワーク作りに努めた。

厚生労働省

・　関東信越厚生局麻薬取締部国際情報課等をコンタクトポイントに薬物密輸出入事犯に関する関係国との情報交換を積極的に行った。

・　薬物仕出国等に対し、平成23年中麻薬取締官のべ17名を派遣し、派遣先国における薬物乱用状況等の情報収集及び関係当局との間で情報共有に努めた。

海上保安庁

・　薬物の仕出地となる可能性の高い国・地域へ専門家を派遣し、情報交換のためのコンタクトポイントの拡大を図るとともに、国際犯罪組織等の活動状況及び関係当

局による取締施策等の情報を入手した。

Ｂ【施策の効果】

警察庁・外務省・財務省・厚生労働省・海上保安庁

・　薬物取締対策関係の国際会議への参加等の機会を利用して、各国の取締機関等と積極的な情報交換及び連携強化を図った結果、国際的な情報収集の成果を挙げることができた。

③（組織・装備の強化）

Ａ【施策の内容】

警察庁

・　組織犯罪対策要綱等に基づき、一体的かつ効果的な組織犯罪対策を推進した。

財務省

・　密輸取締り強化のため、必要な人員の確保に努めた。また、犯則調査センター室（東京税関）及び監視取締センター室（横浜税関）において、既存の資機材の有効活用を図り、情報収集及び監視取締体制の充実を図った。

厚生労働省

・　巧妙化する薬物密輸事犯に機動的に対処するべく、情報収集・分析の強化を図るために麻薬取締官の増員・情報収集体制の強化を図るとともに、捜査情報データベースを導入する等、所要の捜査資機材の整備を図った。

海上保安庁

・　海上・沿岸等における取締体制の強化等のため、平成23年度には海上保安庁職員を増員し、また、巡視船艇・航空機及び海上保安関係施設を整備〔平成23年度予算59,459,938千円〕した。

・　薬物等の密輸入対策の強化のため、情報収集・分析等の資器材の充実強化を図った。〔平成23年度予算508,264千円〕

Ｂ【施策の効果】

警察庁・財務省・厚生労働省・海上保安庁

・　一体的かつ効果的な対策を推進するため、情報収集体制の強化、人員の増員や捜査資機材の整備を図ったこと等により、薬物密輸入事犯の検挙が増加するなど、一定の成果を得た。

④（シグニチャー・アナリシス等の推進）

Ａ【施策の内容】

警察庁・財務省・厚生労働省・海上保安庁

・　関係省庁の分析担当者間において、最新の鑑定・分析方法に関する情報交換会議を実施し、薬物分析における協力体制の強化を図った。

警察庁・財務省

・　警察庁及び財務省間において、薬物密輸事犯に係る押収薬物の鑑定・分析方法及び分析結果に関する情報の交換を図るとともに、押収薬物のシグニチャー・アナリ

シスの実施に関する共助に努めた。

警察庁

・　シグニチャー・アナリシスの精度を高めるため、分析方法の研究、開発を継続して行った。

財務省

・　覚醒剤のプロファイリング技術向上のため、関係機関と連携して、分析方法及び分析結果の情報交換を図るとともに、より精度の高いプロファイル分析を可能とするための新たな分析手法の開発にも努めた。

厚生労働省

・　薬物プロファイリング技術を有する関係国当局間と情報交換を行うことにより、薬物分析の国際ネットワークの構築を図った。

Ｂ【施策の効果】

警察庁・財務省・厚生労働省・海上保安庁

・　関係機関の研究所等と協力し、薬物分析等の研究に関する情報交換を行った結果、データの共有化や鑑定、薬物のプロファイリング技術の向上が図られた。また、関係国の当局との協力により、薬物分析に関する国際的ネットワークの構築の動きが促進された。

⑤（原料物質の輸出入対策・体制の充実）

Ａ【施策の内容】

厚生労働省・経済産業省

・　原料物質に係る輸出入の動向等について、国際麻薬統制委員会（ＩＮＣＢ）との間で情報交換を行うとともに、ＩＮＣＢの要請に基づき、麻薬新条約附表Ⅰ及び附表Ⅱに掲げられている物質について、仕向国、仕出国、我が国から輸出される物質の用途を報告した。

厚生労働省

・　ＩＮＣＢが実施する輸出事前通告制度に参加することにより、ＩＮＣＢとの連携強化に努め、対応の可能性がある原料物質の情報収集に努めた。

・　関係国に麻薬取締官を派遣することや国際会議への参加を通じて、薬物及びその原料物質等の動向に関する情報交換を実施し、密輸出入対策の強化を図った。

経済産業省

・　麻薬新条約上、国際的な流通管理を実施すべきと定められている原料物質について、関係法令に基づき輸出審査を厳格に実施した。

・　ＩＮＣＢより公表されている「化学産業における自主的行動基準ガイドライン」の紹介をはじめ、国際取引における原料物質の押収状況等の国際動向及び我が国における貿易管理の取組状況について講演会を開催し、輸出事業者等に対し、法律に基づく管理に加え、事業者における自主管理の徹底を要請した。（参加者数：76社142名）。

Ｂ【施策の効果】

厚生労働省・経済産業省

・　我が国から輸出される原料物質について、用途・需要者を厳格に審査することにより麻薬製造に使われることを抑止した。

・　我が国の麻薬原料の輸出入に関する情報に関して、ＩＮＣＢとの共有が図られた。

・　原料物質の輸出入対策に係る各国・国際機関の連携強化により、乱用薬物の密造対策を推進した。

経済産業省

・　麻薬原料物質に関する貿易管理の重要性に関し、我が国の主たる輸出事業者等の一層の意識向上が図られた。

（２）密輸取締り体制の強化・充実

①（関係機関の連携強化）

Ａ【施策の内容】

警察庁・法務省・財務省・厚生労働省・海上保安庁

・　情報交換会等を開催し、意見・情報交換を実施したことにより、密輸情勢に関する情報等の一層の共有化を図った。

財務省・厚生労働省・海上保安庁

・　現場レベルでの情報交換をより一層推進し、合同による立入検査、張込み等を行うなど連携強化を図った。

警察庁・財務省・海上保安庁

・　密輸対策の合同訓練等、薬物の密輸入等を想定した合同取締訓練を実施し、関係機関の連携強化及び取締能力の向上を図った。

総務省・財務省

・　郵便事業株式会社に対し、薬物等の密輸仕出国の可能性が高い国からの郵便物をそれ以外の国の郵便物とは別に提示を行うこと、Ｘ線検査装置や麻薬探知犬による検査に必要な場所を確保することを要請した。

Ｂ【施策の効果】

警察庁・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・海上保安庁

・　最近における密輸動向、犯罪情勢等の情報交換を行うことにより、中央レベルにおいては、定期的に開催される会議等を通じ、最新の密輸情勢や犯罪情勢等について情報の共有化が進んだ。

　また、現場レベルにおいては、密輸入情報の入手段階から合同で捜査・調査を進め、港での船舶乗組員による覚醒剤密輸入事件を摘発したほか、航空機旅客による密輸入事犯を多数摘発するに至った。

　さらに、郵便事業株式会社の国際郵便関係施設内において、Ｘ線検査装置等の設置場所の提供、税関からの要請に応じた郵便物の差出国別提示などの協力が行われ、税関検査が効果的に実施できた。

②（海上、港湾等監視・取締体制の強化）

Ａ【施策の内容】

警察庁・財務省・厚生労働省・海上保安庁

・　沿岸や港湾における監視体制を強化するとともに、不審な貨物や船舶に関する情報の収集に努めた。

財務省

・　密輸関連情報の収集・分析能力の向上を目的として、税関職員を海外取締当局主催の情報分析研修に参加させるなど取締職員の能力向上を図った。

・　密輸取締り強化のため、必要な人員の確保に努めるとともに、既存の資機材の有効活用を図り、監視取締体制の充実を図った。

・　Ｘ線検査装置をはじめとする取締・検査機器について配備換えなどにより有効活用を図った。また、日本海側海域の取締りを強化するため、大型監視艇を配備した。〔平成23年度予算7,792,097千円〕

海上保安庁

・　管区海上保安本部国際刑事課等・国際組織犯罪対策基地において、関係機関と連携協力し、組織犯罪への取締りを推進した。

・　海上・沿岸等における取締体制の強化等のため、平成23年度には海上保安庁職員を増員し、また、巡視船艇・航空機及び海上保安関係施設を整備〔平成23年度予算59,459,938千円〕した。

・　中国等の薬物が積み出されるおそれの高い国や地域と関連を有する船舶等に対する立入検査、張込み等を実施した。

Ｂ【施策の効果】

財務省・厚生労働省・海上保安庁

・　巡視船艇、航空機及び取締機器を整備し、海上・沿岸、港湾等における監視・取締体制等の強化を図るとともに、関係機関の合同捜査等により、取締りの強化が図られた。

③（密輸リスクに対応した取締りの実施）

Ａ【施策の内容】

警察庁

・　組織犯罪対策要綱に基づき、一体的かつ効果的な組織犯罪対策を推進した。

財務省

・　密輸関連情報の収集・分析能力の向上を目的として、税関職員を海外取締当局主催の情報分析研修に参加させるなど取締職員の能力向上を図った。

・　船舶等が我が国へ入港する前に報告された輸入貨物に関する情報等を活用して、外国貨物が本邦の港に船卸しされる前の段階等から、検査対象を的確に絞り込むとともに、大型Ｘ線検査装置等の検査機器の有効活用により、重点的かつ効率的な検査を実施した。〔平成23年度予算7,792,097千円〕

・　航空機旅客について、税関が現在入手している事前旅客情報に加え、予約情報等も入手できるように、報告を求める情報の範囲を拡充する関税法の改正を行った。
・　本邦への入港前に報告された船舶・航空機の旅客及び乗組員に関する情報を活用して、検査対象者の効果的な絞り込みを図るとともに、Ｘ線検査装置等の検査機器の有効活用により、入国旅客等の携帯品に対して重点的かつ効率的な検査を実施した。〔平成23年度予算7,792,097千円〕
・　犯則調査センター（東京税関）及び監視取締センター室（横浜税関）において、既存の資機材の有効活用を図り、情報収集、監視取締体制の充実を図った。

厚生労働省

・　巧妙化する薬物密輸事犯に対処するべく、関係機関との情報交換や麻薬取締官の増員を行い、取締体制の強化を図った。

海上保安庁

・　管区海上保安本部国際刑事課等・国際組織犯罪対策基地において、関係機関と連携協力し、組織犯罪への取締りを推進した。
・　要注意船舶、要注意船員等に関するデータベースの充実を図るとともに、対象船舶の絞込みを行い、効果的な監視・取締りを実施した。

Ｂ【施策の効果】

警察庁・財務省・厚生労働省・海上保安庁

・　統一的戦略の強化、必要な人員の増員、効果的な資機材の整備等を行ったことにより、薬物密輸等に関する情報収集活動、取締体制の強化が図られ、薬物密輸入事犯の検挙が増加するなど、一定の成果を得た。

財務省

・　外国航空機の旅客に関する事項の事前情報を活用して、携帯品内等に隠匿されていた薬物の密輸入事犯を多数摘発するなど相当の成果を上げた。

④（密輸手口の大口・巧妙化に対応した取締機器の増強・開発等）

Ａ【施策の内容】

財務省

・　Ｘ線検査装置をはじめとする取締・検査機器について、配備換えなどにより有効活用を図った。〔平成23年度予算7,792,097千円〕
・　税関で使用する取締・検査機器について、現場のニーズに即した既存機器の改良や既存の機器では検査困難な貨物に対する新たな探知技術の確立等を目的とした調査・研究を実施した。
・　監視取締車両等の必要な資機材の整備を図った。〔平成23年度予算2,685,585千円〕

厚生労働省

・　薬物密輸組織等に対する視察内偵活動を強化するため、所要の装備資機材の整備を推進した。

海上保安庁

・　暗視双眼鏡等、薬物銃器の密輸入対策の強化を図った。〔平成23年度予算508,264千円〕

Ｂ【施策の効果】

財務省・厚生労働省・海上保安庁

・　装備資機材の整備により、薬物密輸の取締体制が強化され、より効果的・効率的な取締りが可能となった。

⑤（コントロールド・デリバリー等の捜査手法の活用）

Ａ【施策の内容】

警察庁・財務省・厚生労働省

・　関係機関合同で、薬物密輸入事犯に対するコントロールド・デリバリーを実施した。

警察庁・財務省・海上保安庁

・　コントロールド・デリバリー捜査技法等を活用した合同訓練を実施し、関係機関の連携強化及び取締能力の向上を図った。

警察庁

・　覚醒剤の密輸・密売ルートの解明を図るため、捜査において、押収した覚醒剤のシグニチャー・アナリシスの活用を推進した。

財務省

・　外国税関等から特異な密輸入事例や新たな密輸手口等の情報を入手して、我が国における密輸リスクの分析を行い、取締りの強化を図った。

厚生労働省

・　「薬物微量成分分析に係る担当者意見交換会」において、新規技術の共有とともに、薬物の仕出地や流通ルートの解明等、捜査への活用を行った。

・　国際会議において、原料物質の仕出国、中継国等の関係国の原料規制担当者と積極的に情報交換を行い、仕出国、中継国等の解明を図った。

・　関係省庁連携の下、新たな形態で密輸される薬物の発見及び追跡に関する捜査手法の情報共有を行った。

海上保安庁

・　要注意船舶及び要注意船員のデータベースを利用した分析や継続的な追跡調査により、監視活動を効果的に実施した。

Ｂ【施策の効果】

警察庁・財務省・厚生労働省・海上保安庁

・　コントロールド・デリバリー等の実施により、関係取締機関の有機的な連携を促進し、多くの密輸事犯を摘発するとともに、密輸密売組織を解明し、その構成員等を検挙した。

・　関係機関の保有するデータベースを利用し、要注意船舶や要注意船員の追跡調査を効果的に行い、その結果覚醒剤等の薬物密輸事件の摘発に結びつけることができ

た。

（３）更なる密輸ルートの解明と海空路による密輸への対応の充実強化

①（関係機関の連携強化）

Ａ【施策の内容】

警察庁・財務省・厚生労働省・海上保安庁

・　薬物が積み出されるおそれの高い国、地域と関連する船舶、貨物、人等に関する情報交換を実施した。

警察庁・財務省・海上保安庁

・　洋上取引等による薬物の密輸入を想定した合同取締訓練を実施した。

警察庁・財務省・厚生労働省・海上保安庁

・　情報交換会等における意見・情報交換により、密輸情勢に関する情報等の一層の共有化を図るなど、多様化する密輸ルートの解明のための関係機関の連携強化を推進した。

総務省

・　国際郵便による密輸防止のため、財務省の資料に基づき、覚醒剤、麻薬等の仕出国の郵政関係機関に対する個別の文書の発出による我が国における覚醒剤、麻薬等の輸入制限についての郵便職員・利用者への周知の協力要請を行った。

Ｂ【施策の効果】

警察庁・総務省・財務省・厚生労働省・海上保安庁

・　関係機関との情報交換、合同監視・取締り及び訓練の実施により、多様化する密輸ルートに対処するための関係機関の連携が強化された。

・　関係機関と要注意国から入国する密売組織員、運び屋、貨物等の情報交換を積極的に行った結果、携帯密輸を敢行した運び屋の検挙、輸入貨物内等の隠匿薬物の発見に至った。

・　関係機関と要注意船舶、要注意船員等の情報交換を積極的に行い、巡視船艇・航空機の効果的な運用等による合同監視・取締りを実施した結果、覚醒剤密輸入事犯を摘発するに至った。

・　個別に文書を発出した密輸仕出国の郵政関係機関から、利用者への郵送禁制品の周知及び引受検査の徹底、摘発を受けた郵便物に関する詳細情報の共有、関係部署との連携強化を実施する旨の回答を受けるなど、郵政関係機関相互間において一層の密輸防止の徹底が図られた。

②（薬物密輸組織の実態解明と取締方策の充実）

Ａ【施策の内容】

警察庁・財務省・厚生労働省・海上保安庁

・　密輸入情報入手段階から捜査・調査を進め、背後関係を含めた薬物密輸組織及び薬物密輸ルートの徹底解明に努めた。

警察庁・財務省・海上保安庁

・　洋上取引等による薬物の密輸入を想定した訓練を実施するなど、関係機関の連携強化及び取締能力の向上を図った。

財務省

・　本邦への入国前に報告された船舶の乗組員等に関する情報を活用して、取締・検査対象者の効果的な絞り込みを図った。

海上保安庁

・　新たな形態で日本に持ち込まれる薬物の発見等のために、最新の密輸手口、薬物情勢等について担当職員に周知するとともに、巡視船艇・航空機による連携により洋上における監視・取締りを効果的に実施した。

Ｂ【施策の効果】

警察庁・財務省・厚生労働省・海上保安庁

・　関係機関と要注意国から入国する密売組織員、運び屋、貨物、要注意船舶、要注意船員等についての情報交換を積極的に行った結果、携帯密輸を敢行した運び屋の検挙、輸入貨物内等の隠匿薬物の発見に至った。

・　コントロールド・デリバリーの実施や効果的なスクリーニングの実施により、多くの密輸事犯を摘発し、薬物密輸組織の構成員等の検挙に成果を挙げるとともに、関係取締機関の有機的な連携が促進された。

③（国際的な取締体制の構築）

Ａ【施策の内容】

財務省・厚生労働省・海上保安庁

・　仕出国・地域及びその周辺国・地域へ職員を派遣し、情報収集等を行うとともに、派遣国及びその周辺国との協力関係を構築したほか、過去に摘発した密輸入事犯の事実関係等の確認を行った。

警察庁

・　仕出地及びその周辺国等との情報交換を強化し、密輸取締りのため国際的な共同オペレーションの進展を図った。

・　「薬物犯罪取締セミナー」及び「アジア・太平洋薬物取締会議（ＡＤＥＣ）」を開催し、関係各国等の各取締機関等と薬物取締りに関する討議、研究を行うとともに、我が国が有する薬物事犯の捜査技術等の移転等の協力を行った。〔平成23年度予算14,045千円〕

・　組織的な薬物の密輸・密売を含む組織犯罪に対処するため、平成23年12月「東アジア地域組織犯罪対策会議」を開催し（平成16年から毎年開催）、参加各国との間で情報交換を行った。〔平成23年度予算7,640千円〕

総務省

・　万国郵便連合（ＵＰＵ）国際事務局を通じ、各加盟国郵政関係機関に対して我が国の覚醒剤、麻薬等の密輸防止への協力の要請を行った。

財務省

・　長期出張者等を派遣し、薬物等の密輸入情報等を収集するとともに、情報交換の

ための国際的なネットワーク作りに努めた。

・　各国税関当局との情報交換のコンタクトポイントである東京税関調査部国際情報センター室を通じ、世界税関機構（ＷＣＯ）やアジア・大洋州地域情報連絡事務所（ＲＩＬＯ　Ａ／Ｐ）が実施する取締プロジェクトに積極的に参加し、国際的な取締体制の構築に努めた。

・　薬物を含む密輸の取締りに資する情報分析能力の強化等を目的に、開発途上国の税関職員を対象とした、我が国への受入研修及び我が国税関職員の海外派遣を実施した。

厚生労働省

・　仕出国・地域及びその周辺国・地域へ麻薬取締官を派遣する等、海外関係機関と積極的に意見交換等を行った。

・　関係国における鑑定技術支援を実施し、協力関係の強化を図った。

Ｂ【施策の効果】

警察庁・総務省・財務省・厚生労働省・海上保安庁

・　海外関係当局との間に設定した連絡窓口等を通じた情報交換により、各国の薬物情勢等に関する情報及び具体的な薬物密輸情報を入手するに至ったほか、薬物密輸ルートの関係国・地域へ職員を派遣し、派遣先の当局とのコンタクトポイントの確立・強化が図られたことで、我が国向けに密輸出される薬物の取締りについての派遣国・地域での意識が向上した。

・　関係各国等との積極的な情報交換、研修及び会議への関係各国等の職員の招へい、関係各国等への職員の派遣等により、関係各国等との協力関係の強化が図られ、国際的な取締体制の構築が促進されるとともに、実際に薬物密輸事犯を検挙するなどの成果が得られた。

・　万国郵便連合（ＵＰＵ）国際事務局に対し、麻薬等の密輸防止のための郵便物の引受検査の強化等、適切な措置を講じるよう、ＵＰＵ加盟国の郵政関係機関に協力を願う旨のＵＰＵ回章（加盟国の郵政関係機関等からの要請に基づき、郵便業務の問題等に関する情報を各加盟国の郵政関係機関に通報するための文書）を発出するよう要請し、加盟国に周知が行われた。

（４）国際的な連携・協力の推進

①（グローバルな枠組みを通じた連携・協力の推進）

Ａ【施策の内容】

警察庁･法務省･外務省･財務省･厚生労働省･海上保安庁

・　「第55会期国連麻薬委員会（ＣＮＤ）」、「第35回アジア太平洋薬物取締機関長会議（ＨＯＮＬＥＡ）」に参加し、不正薬物の供給阻止に必要な国内措置や国際協力に関する議論を積極的に行い、効果的な合成薬物対策や密輸対策等のために国際協力を更に推進する必要があることを強調し、国際機関による条約未規制物質の評価を進める必要があることを強調した。また、同会議において我が国等が提出した新興薬物に係る国際的な情報交換の促進等の決議が採択された。

・　「国際協力薬物情報担当者会議（ＡＤＬＯＭＩＣＯ）」や「世界税関機構（ＷＣＯ）監視委員会」等の国際会議に出席し、各国における薬物取締状況や薬物情勢に関する情報を入手するとともに、国連薬物犯罪事務所（ＵＮＯＤＣ）等国際機関及び各国関係者等と積極的な意見交換を行った。
・　開発途上国を対象とした海上保安機関職員等の受入研修や、薬物取締りに携わる専門家の海外派遣を推進するなど、海外の関係機関等との連携・協力を強化した。

警察庁

・　組織的な薬物の密輸・密売を含む組織犯罪に対処するため、平成23年12月「東アジア地域組織犯罪対策会議」を開催し（平成16年から毎年開催）、参加各国との間で情報交換を行った。〔平成23年度予算7,640千円〕
・　アジア・太平洋地域全体での薬物取締り及び捜査協力に関する討議・研究を行うとともに、日本が有する薬物事犯の捜査技術の移転等を図ることを目的として、アジア・太平洋諸国のほか、ヨーロッパ諸国等26か国２地域国際機関の参加を得て「アジア・太平洋薬物取締会議（ＡＤＥＣ）」を開催した。〔平成23年度予算14,045千円〕

Ｂ【施策の効果】

警察庁・法務省・外務省・財務省・厚生労働省・海上保安庁

・　各種国際会議への参加を通じ、我が国のこれまでの薬物対策の実績に基づく知見を提供し、国連等における国際協力体制の構築を促進した。特に、合成薬物問題に関する国際的な認識を高め、合成薬物対策のための各国の国内措置、国際協力の推進に貢献した。
・　各種国際会議において、仕出地、中継地等の関係国・地域と積極的な情報交換を実施することで薬物の密造・密輸組織等の動向に関する最新情報を得ることができ、我が国の麻薬原料物質等の薬物統制を検討するうえで有益なものとなった。
・　薬物取締対策関係の国際会議への参加等により、各国の取締機関等と積極的な情報交換及び連携強化を図った結果、具体的な密輸情報の交換が活発化しており、これら各国取締機関からの情報を端緒とした薬物密輸入事犯の摘発を行い、国際的な情報収集の成果を挙げることができた。
・　各種国際会議に参加し、各国における薬物取締状況や薬物情勢に関する情報交換をした。

②（我が国への主要な仕出地域との連携・協力の推進）

Ａ【施策の内容】

警察庁・外務省・厚生労働省・海上保安庁

・　「第35回アジア太平洋薬物取締機関長会議（ＨＯＮＬＥＡ）」、「国際薬物取締会議極東地域作業グループ会合（ＩＤＥＣ／ＦＥＲＷＧ）」等の会議に参加し、効果的な薬物対策に必要な地域的取組を推進するための議論に参加し、我が国の知見の共有を図った。また、各国における薬物取締状況や薬物情勢に関する情報を入手するとともに、国連薬物犯罪事務所（ＵＮＯＤＣ）等国際機関及び各国関係者と積極

的な意見交換を行った。

警察庁

・　「アジア・太平洋薬物取締会議（ＡＤＥＣ）」の開催を通じ、取締責任者間の意見交換及び知見の共有を促進した。〔平成23年度予算14,065千円：警察庁〕

・　組織的な薬物の密輸・密売を含む組織犯罪に対処するため、平成23年12月「東アジア地域組織犯罪対策会議」を開催し（平成16年から毎年開催）、参加各国との間で情交換を行った。〔平成23年度予算7,640千円：警察庁〕

・　アジア・中南米等から薬物取締機関の上級幹部を招へいし、薬物取締に関する情報交換と日本の捜査技術の移転を図るための「薬物犯罪取締セミナー」を開催した。

海上保安庁

・　フィリピン等の東南アジア諸国に専門家を派遣し、海上保安機関職員に対する研修・訓練を実施した。また、同職員を招へいして、海上犯罪取締りに係る研修を実施した。

Ｂ【施策の効果】

警察庁・外務省・財務省・厚生労働省・海上保安庁

・　薬物取締対策関係の国際会議への参加により、関係各国の取締機関等と積極的な情報交換及び連携強化を図った結果、具体的な密輸情報の交換が活発化し、関係各国等取締機関からの情報を活用した薬物密輸事犯の摘発を行い、国際的な情報収集の成果を挙げることができた。

・　我が国への主要な薬物仕出地域又は中継地となっている関係各国等への研修・技術移転により、関係各国等の取締機関等の分析及び取締能力、薬物乱用防止に対する能力の向上が図られた。

・　各種国際会議に参加し、各国における薬物取締状況や薬物情勢に関する情報交換を行った。

・　各種国際会議において、覚醒剤密造や不正取引に関する国際的動向について情報交換し知見を深めることができた。

③（我が国への主要な仕出国等との二国間連携・協力）

Ａ【施策の内容】

警察庁・法務省

・　国際捜査共助等を積極的に活用することにより、国際捜査協力を推進した。

警察庁

・　国際刑事警察機構（ＩＣＰＯ）を通じ、関係各国等と捜査協力を行った。

海上保安庁

・　フィリピン等の東南アジア諸国に専門家を派遣し、海上保安機関職員に対する研修・訓練を実施した。

・　中国、韓国、ロシア等の海上保安機関との間で薬物密輸等を議題とする会議の開催及び実務者交流を実施したほか、薬物情勢及び薬物密輸組織に関する情報交換を実施した。

厚生労働省

・　換金性のある代替作物の栽培及び研究に関する技術協力及び研究を推進した。

・　インドネシアに麻薬取締部鑑定官を派遣し、鑑定技術の支援を行った。

Ｂ【施策の効果】

警察庁・厚生労働省

・　開発途上国の薬物対策への協力により、開発途上国の薬物問題への対処能力の向上に寄与するとともに、関係各国の薬物取締能力の向上に寄与した。

海上保安庁

・　関係機関の職員への研修・訓練を通じ、薬物密輸に対する海上取締能力等の向上に一定の貢献を果たすとともに、会議の開催を通じて、仕出国、中継国等の関係国と積極的な情報交換を実施することで、密輸組織等の動向に関する最新の情報を得ることができた。

警察庁

・　ＩＣＰＯを通じた関係各国等の取締機関との捜査協力により、薬物の密輸入事犯を摘発した。

【まとめ】

平成23年中の薬物密輸入事犯の検挙件数は、251件（前年比＋55件、＋28.1%）、検挙人員は281人（＋57人、＋25.4%）といずれも増加した。薬物事犯別では、覚醒剤事犯は189件（＋53件、＋39.0%）、222人（＋59人、＋36.2%）、大麻事犯は34件（＋9件、＋36.0%）、34人（＋8人、＋30.8%）と増加しており、麻薬・向精神薬事犯は27件（－6件）、24人（－9人）と減少した。

密輸手口については、航空機旅客による密輸入事犯が最多で摘発件数の約半数、次いで国際郵便を利用した密輸入事犯が多く摘発件数の約３割を占めた。また、海上貨物や航空貨物を利用し、覚醒剤等を隠匿した大量密輸事件が摘発されるなど、巧妙な密輸手口が認められた。

覚醒剤については、航空機旅客による密輸入摘発件数が過去最高を記録した。欧州、アフリカ諸国及び中南米を仕出しとする摘発の増加が顕著であり、さらに仕出国の多様化が進んだ。

こうした覚醒剤密輸事件の増加傾向や末端価格が値下がり傾向で推移していることから、国内における覚醒剤の安定した供給がうかがえ、国内外の薬物犯罪組織の活発な動きが懸念されることから、更なる薬物犯罪組織の実態解明と取締り等水際対策の推進が必要である。

このため、引き続き国内の関係機関は緊密に連携しながら、多様化する密輸ルートの解明と密輸の水際での阻止に向けた各種の取組みを推進し、巡視船艇・航空機による重点的な取締り、国際的な情報収集の強化、コントロールド・デリバリーの効果的活用、密輸の傾向に的確に対応するための体制の強化、装備資機材の拡充・高度化等を図っていく必要がある。

また、薬物問題の解決のためには、国内における取組みだけでは限界があることから、引き続き国際的な薬物の供給阻止に向けて、国際会議等への参加による意見交換や国際協力を推進していく必要がある。

近年、海外の覚醒剤の密造工場が摘発されており、製造国の多様化がうかがえ、これら密造に必要な前駆物質や、製造された覚醒剤は、国境を越え取引されていることから、今後も引き続き、関係各国の水際取締能力の向上を図るとともに、積極的に国際的な取締体制を構築していく必要がある。

また、麻薬原料の輸出についても、麻薬製造への使用を阻止するため、今後とも適切な貿易管理を実施する必要がある。更に、密輸仕出国の郵政関係機関における利用者への郵送禁制品の周知及び引受検査の徹底、本邦での税関に差押さえられた郵便物に関する詳細情報の共有等のため、郵政関係機関相互間での緊密な連携を引き続き図ることが必要である。

薬物対策に関する国際的な連携・協力については、薬物の供給中継地となっている国に対する技術協力により薬物分析能力の向上がみられるなど一定の成果が上がっているが、これらの国では依然として、薬物捜査員に係る薬物及びその取締手法に関する基礎的知識の不足や薬物鑑定技術者に係る鑑定方法、鑑定経験の不足等が見られるほか、薬物取締りや鑑定に必要な装備資機材が十分でないなど、薬物取締能力及び薬物分析能力の向上を支援するため、今後も引き続き、国際協力を推進する必要がある。

国際機関に対する財政的支援や国際機関の活動に対する積極的参加を通じたアジア地域等における国際的な薬物犯罪取締り強化のための活動、開発途上国におけるＮＧＯによる薬物乱用防止活動に対する国連支援募金の寄附を通じた支援等、各国の薬物乱用防止活動の推進に貢献したところ、引き続き前記のような薬物対策を推進していく。

〔参考データ〕

●覚醒剤事犯検挙件数、検挙人員 （件、人）

	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
検挙件数	23,474	20,343	17,955	20,273	17,480	17,169	16,043	16,468	17,163	17,109
検挙人員	16,964	14,794	12,397	13,549	11,821	12,211	11,231	11,873	12,200	12,083

出典： 警察庁、厚生労働省、海上保安庁（内閣府集計）調べ

●覚醒剤以外の薬物事犯検挙人員 （人）

	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
大麻	1,873	2,173	2,312	2,063	2,423	2,375	2,867	3,087	2,367	1,759
麻薬・向精神薬	327	530	635	606	611	542	601	429	375	346
あへん	55	55	68	13	27	47	21	28	23	12

出典：警察庁、厚生労働省、海上保安庁（内閣府集計）調べ

● 薬物押収量 （ｋｇ、ＭＤＭＡ等錠剤型合成麻薬は錠）

	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
覚醒剤	442.1	493.5	411.3	122.8	144.0	359.0	402.6	369.5	310.7	350.9
乾燥大麻	256.5	558.2	642.6	652.4	233.8	503.6	382.3	207.4	181.7	141.1
大麻樹脂	275.3	323.9	327.5	233.9	98.7	56.9	33.4	17.4	13.9	28.4
コカイン	17.0	2.5	85.5	2.9	9.9	19.1	5.6	11.6	7.2	28.8
ヘロイン	20.9	5.1	0.0	0.1	2.3	2.0	1.0	1.2	0.3	3.6
あへん	5.7	6.5	2.0	1.0	28.1	19.6	6.6	3.2	3.7	7.6
MDMA等錠剤型合成麻薬	190,281	393,757	469,483	576,748	195,294	1,278,354	217,883	91,960	18,246	27,187

出典：警察庁、財務省、厚生労働省、海上保安庁（内閣府集計）調べ

(注)「乾燥大麻」は大麻たばこを含む。

●少年の覚醒剤事犯の検挙人員 （人）

	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
総数	749	528	395	435	296	308	225	258	228	185
うち中学生	44	16	7	23	11	4	8	6	7	4
うち高校生	66	36	41	55	44	28	34	25	30	25

出典：警察庁、厚生労働省、海上保安庁（内閣府集計）調べ

●少年の大麻事犯の検挙人員 （人）

	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
総数	192	191	223	182	197	184	234	214	164	82
うち中学生	4	3	6	5	4	1	2	5	11	1
うち高校生	34	38	43	27	28	48	48	34	18	15

出典：警察庁、厚生労働省、海上保安庁（内閣府集計）調べ

●MDMA等合成麻薬事犯の検挙人員 （人）

	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
総数	138	272	450	472	359	312	311	140	93	86
うち少年	7	29	67	66	32	24	26	8	1	8
うち20歳代	－	137	249	240	212	168	159	63	24	23

出典：警察庁、厚生労働省、海上保安庁（内閣府集計）調べ

●薬物乱用防止教室の開催状況 （%）

		H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
小学校	開催校数	4,963	5,166	6,155	6,680	7,157	7,633	7,984	11,739	12,513	13,180
	開 催 率	21.3	22.5	27.1	29.6	32.0	34.5	37.5	54.0	62.3	62.6
中学校	開催校数	5,754	5,864	6,039	6,220	6,321	5,971	6,107	7,783	7,888	8,566
	開 催 率	52.1	53.4	55.5	57.1	58.3	55.7	58.4	72.8	79.1	81.6
高等学校	開催校数	3,523	3,273	3,274	3,287	3,302	3,039	3,084	3,731	3,663	3,835
	開 催 率	63.3	61.8	62.7	63.7	64.4	61.2	64.1	75.3	78.8	79.0
中等教育学校	開催校数	4	9	7	4	11	8	16	22	29	32
	開 催 率	36.3	52.9	41.2	22.2	40･7	25.8	44.4	52.4	63.0	66.7

出典：文部科学省調べ　※ H22は東日本大震災のため、岩手県、宮城県、福島県を除いた結果

●覚醒剤事犯における再犯者率　（人、%）

		H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
検挙人員		16,964	14,797	12,397	13,549	11,821	12,211	11,231	11,873	12,200	12,083
	うち再犯者数	9,009	7,907	6,840	7,438	6,421	6,807	6,283	6,865	7,206	7152
	比率（%）	53.1	53.4	55.2	54.9	54.3	55.7	55.9	57.8	59.1	59.2

出典：警察庁、厚生労働省、海上保安庁（内閣府集計）調べ

●薬物事犯の保護観察対象者の就職率　（人、%）

	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
対象者	7,014	6,645	6,625	5,958	5,250	4,901	4,511	4,547	4,231	4,428
有職者	4,435	4,237	4,330	3,868	3,509	3,302	3,024	2,773	2,484	2,429
就職率（%）	63.2	63.8	65.4	64.9	66.8	67.4	67.0	61.0	58.7	54.9

出典：法務省調べ

（注）１　「対象者」には職業不詳は含まれない。

２　「有職者」には定収入のある無職者、学生、生徒、家事従事者は含まれない。

３　平成23年の数値は速報値である。

●覚醒剤事犯検挙人員に占める暴力団関係者数　（人、%）

		H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
検挙人員		16,964	14,797	12,397	13,549	11,821	12,211	11,231	11,873	12,200	12,083
	うち暴力団関係者	6,777	6,097	5,458	6,888	6,098	6,415	5,849	6,242	6,361	6,594
	構成比（%）	39.9	41.2	44.0	50.8	51.6	52.5	52.1	52.6	52.1	54.6

出典：警察庁、厚生労働省、海上保安庁（内閣府集計）調べ

●薬物事犯におけるイラン人検挙人員等　（人、%）

		H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
来日外国人検挙人員		925	915	678	630	714	730	693	664	601	536
	うちイラン人	286	166	108	116	104	134	171	143	70	48
	構成比（%）	30.9	18.1	15.9	18.4	14.6	18.4	24.7	21.5	11.6	9.0

出典：警察庁、厚生労働省、海上保安庁（内閣府集計）調べ

●薬物密輸入事犯検挙件数・検挙人員　（件、人）

		H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
覚醒剤	件数	17	48	107	28	69	65	79	168	136	189
	人員	21	66	125	41	84	90	99	227	163	222
大麻	件数	165	224	201	147	122	72	83	46	25	34
	人員	189	256	230	153	130	76	90	49	26	34
麻薬・向精神薬	件数	47	60	64	29	38	60	42	54	33	27
	人員	41	62	77	23	44	67	53	59	33	24
あへん	件数	2	1	3	2	1	6	1	4	2	1
	人員	1	1	3	1	1	8	2	2	2	1
合計	件数	231	333	375	206	230	203	205	272	196	251
	人員	252	385	435	218	259	241	244	337	224	281

出典：警察庁、厚生労働省、海上保安庁（内閣府集計）調べ